



令和8年度 南相馬市会計年度任用職員募集要項

1 募集について

(1) 募集受付期間 令和8年2月2日（月）～令和8年2月16日（月）

(2) 募集内容

別紙 会計年度任用職員募集職種（令和8年4月1日採用者） のとおり

※詳しくはハローワーク窓口でのお問い合わせまたはハローワークインターネットサービスをご覧ください。

2 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までの期間内で、一会計年度を超えない範囲

※勤務成績が良好な場合、任用された年度を超えても2回（3年間）を限度として再度の任用を行うことがあります。その後も勤務を希望する場合は、再度公募による選考となります。

3 勤務条件等

(1) 給与

別紙 会計年度任用職員募集職種（令和8年4月1日採用者） 記載の給料額のとおり

※給料額は職歴等により決定され、記載の金額の範囲内での支給となります。

(2) 諸手当

市の規定により、通勤手当、期末手当等が支給されます。（その他一定の条件のもと、退職手当の支給があります。）

(3) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）等があります。

(4) 社会保険

健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

(5) 公務災害

所属により市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。

（連続する通算期間が1年を超えた場合、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用）

(6) 服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。

(7) その他

・給与支給日 毎月21日

・健康診断、ストレスチェックの適用となります。

4 申込資格

- ・年齢制限はありません。
(但し、深夜業（夜勤）がある職種については、18歳以上となります。)
 - ・地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に基づき、以下に該当する方は申込出来ません。
 - *拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - *南相馬市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - *日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

5 申込方法

南相馬市所定の会計年度任用職員応募申込書に必要事項を記入し、持参もしくは郵送（2月16日まで【必着】）

- 持参の場合・・・総務課（市役所本庁舎3階） 平日9時から17時まで
- 郵送の場合・・・宛て先
〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
「南相馬市役所 総務課 人事給与係」

【申込時の注意事項】

- 1 資格要件に必要な資格が記載されている職種は、資格・免許の写しを添付して下さい。
- 2 書類不備の場合は、受け付け出来ません。
- 3 提出された書類は返却しません。予めご了承下さい。
- 4 郵送の場合、2月16日総務課到着分までを有効とします。

6 選考について

書類審査、面接

※書類審査後、面接日は後日ご連絡します。

（面接実施予定：2月中旬～下旬）

7 その他

会計年度任用職員募集等について不明な点は、下記までお問合せ下さい。

南相馬市役所総務部総務課（人事給与係） 0244-24-5222

採用となった場合、健康診断書（任用前3ヶ月以内のもの）の提出をいただきますのであらかじめご了承ください。